

群馬自治

1

令和3年
No.367
月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 梅村 透／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 027-290-1352

特集

社会とは何かを問い直す

哲学者 内山 節

町村トップ通信 大泉町／村山 俊明 町長

議長随想 明和町／田口 晴美 議会議長



幻冬の燧ヶ岳

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 79

総合事務組合通信④ 「消防団員等公務災害補償事務」

「草津良いとこ薬のいで湯」と上毛かるたにも謳われているように、草津温泉の特徴はその強い酸性にあります。酸性度を示すpH値は、一・六から二・二で、純粋な水の持つ中性値が七であることから、驚くほどの強酸性です。このため、強力な殺菌力を持ちほとんどの細菌や有害微生物も、この湯につかると数秒で死滅すると云われております。

古来より、「美人の湯」ともいわれ、全身の新陳代謝を促し、健康と美容に抜群の効能を発揮する「温泉」それが草津の湯なのです。

さて、世界中に拡大している新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛などによる影響から、令和二年度の上半期の入込客数は対前年で大きく落ち込み、他に類をみない状況を推移しております。

しかし、二〇一〇年から行ってきた「百年先を見据えた付加価値を高めるまちづくり」に加え、GOTOトラベルキャンペーン等の政策により、温泉街の日常と賑わいは徐々に回復しつつあります。

湯がめぐり、湯をめぐり、湯に育まれるまちづくり

いつの時代も温泉街の中心には「湯畑」が鎮座し、こんこんと湧き出る湯が、まちをめぐり、その湯を人々がめぐり、そしてその湯に育まれる唯一無二の温泉観光地。近代医学の父と云われる「エルウィン・フォン・ベルツ博士」が草津温泉の特異な泉質や美しい自然に魅せられ、草津を訪れたのが今から百四十年前と云われ、効能豊かな「KUSATSU」の名を国内外に広めていただきました。

時代と共に少しずつ形を変えながらも、風情や情緒を先代から引継ぎ、守り続け、今もなお多くの方々に愛され続ける湯のまち草津。源泉という与えられた資源に感謝すると共に、いつの時代も笑顔と賑わいの絶えない本物の観光地であると云われるよう、創意工夫を凝らし「草津ブランド」を高めて参ります。

時計の針を止め、湯けむり立ち上る名湯草津温泉へお越しください。心よりお待ちしております。

(草津町企画創造課 宮崎 恭嗣)



着実・確実な歩みで

群馬県町村会
（甘楽町長）

茂原 莊一

謹賀新年

令和三年元旦

【群馬県町村会】

会長 茂原 莊一
（甘楽町長）

副会長 熊川 栄
（嬭恋村長）

〃 堤 盛吉
（昭和村長）

理事 真塩 卓
（榛東村長）

〃 田村 利男
（神流町長）

〃 後藤 幸三
（高山村長）

〃 中澤 恒喜
（東吾妻町長）

〃 外山 京太郎
（川場村長）

〃 栗原 実
（板倉町長）

〃 金子 正一
（邑楽町長）

監事 黒岩 信忠
（草津町長）

〃 村山 俊明
（大泉町長）

事務局長 梅村 透

外職員 一同

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、穏やかに輝かしい新年を迎えられたことと心からお喜び申し上げます。

昨年を振り返って

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルスという目に見えない脅威に翻弄され続けた一年だったと思います。

感染拡大防止のため、四月には政府による全国を対象とした緊急事態宣言が発令され、イベントやスポーツの自粛、学校の臨時休校、経済活動の縮小などの措置が実施されました。

また、世界規模での感染拡大に伴い、夏に開催が予定されていた二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックが本年夏に延期されるといふ事態も生じました。

新型コロナウイルス感染症は、現在も我が国の国民生活及び経済活動に甚大な影響をもた

らし、依然として厳しい状況が続いていますが、自分や大切な人々を守るために、正しい情報を正しく理解し、活用し、共にこの困難を乗り越え、笑顔で明るく生活できる日常を一日でも早く取り戻せることを心から持ち望んでいます。

菅内閣の発足

昨年九月には、菅内閣総理大臣のもと、新しい内閣が発足しました。

菅内閣は、新型コロナウイルス感染症への対処などとともに「活力ある地方を創る」を基本方針として掲げています。

町村が元気になる、活力ある町づくり・村づくりを推進していくけるよう、菅内閣においては、「東京一極集中の是正」、「地方創生の推進と地域の活性化」、「地域のデジタル化の推進」、「国土強靱化、防災・減災対策の推進」等、国・地方を取り巻く最重要課題の解決に向け、町村の現場の声を十分に汲み取り、真

の地方創生の実現に向け、様々な取組を強力に推進していただくことを期待します。

町村長の責務

本県の町村の多くは、農山村や中山間地域にあり、都市とは地理的に離れているものの、地場産品や観光資源に恵まれ、豊かな国民生活を支えている魅力的な地域ですが、急速な少子高齢化、深刻な人口減少による地域活力の低下に加え、税源に乏しく脆弱な財政基盤、基幹産業である農林業の衰退など、極めて厳しい状況に置かれています。

こうした大変厳しい状況ではありませんが、私も町村長には、近年頻発する大型台風・記録的豪雨等による大規模災害、新型コロナウイルスやCSF（豚熱）、ウイルスという目に見えない脅威などから住民の命と暮らしを守り抜くとともに、先人たちが守り伝えてきた文化や伝統、美しい景観や自然環境な

どを次世代に引き継ぐという大きな責務があります。これらの大きな責務を全うするため、町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や地域資源を活かした豊かで安全・安心な住民生活と個性あふれる多様な地域づくりを進めていかなければなりません。

結びに

引き続き本年も様々な難局が待ち構えているかもしれませんが、牛のように一歩、一歩、着実に着実な歩みで、町村の振興発展に向けた活動に専念努力いたす所存ですので、引き続き本年も皆様からの温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、各町村の益々の発展、皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。

申し上げます。



活気のある地方議会のために

群馬県町村議会議長会長
(上野村議会議長)

仲澤 太郎

謹賀新年

令和三年元旦

【群馬県町村議会議長会】

会長 仲澤 太郎
(上野村議長)

副会長 南 千晴
(榛東村議長)

山本 隆雄
(中之条町議長)

理事 島崎 紘一
(下仁田町議長)

浅沼 克行
(長野原町議長)

藤井 貞充
(昭和村議長)

山田 庄一
(みなかみ町議長)

三友 美恵子
(玉村町議長)

延 山宗一
(板倉町議長)

田口 晴美
(明和町議長)

須崎 幸一
(東吾妻町議長)

小菅 秋雄
(川場村議長)

梅村 透
(事務局長)

梅村 透
(外職員一同)

明けましておめでとございます。皆様におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。

未曾有のコロナ危機

昨年を振り返ると、未曾有のコロナ危機に翻弄された一年間でした。一月に国内初の感染者が確認されると、四月には初の緊急事態宣言がすべての都道府県を対象に二か月にわたり発令される事態に陥りました。県内の自治体においても感染症拡大防止の対策を講じる一方で、小中学校等の休校、イベントや行事の自粛、在宅勤務の実施など職員の勤務体系の調整等これまでに経験したことのない対応を余儀なくされました。また、住民の生活においても、経済的にも、精神的にも困惑と大きな不安が生じました。

新型コロナウイルス感染症

は、未だ住民の生活に甚大な影響を及ぼし続けておりますが、感染拡大を防止するためには、私たち一人ひとりが感染予防に

努め、社会全体で感染拡大の防止に取り組むことが重要です。手洗い・換気・三密回避など「新しい生活様式」を実践し、一日も早く日常が取り戻せることを切に願っています。

議会のコロナ対策

私たち地方議会においても、新たな対応を迫られた一年間で、感染拡大を受けて、県内各地の議会では、本会議開催にあたり議席の間隔を空けたり、一般質問の時間短縮を行ったり、傍聴席の人数を制限するなど議場や傍聴の密を避けるための様々な対策が講じられたことが報じられました。また、委員会については、感染症の蔓延や大規模災害を想定し、会議をオンラインで開催して非常時でも審議が続けられるよう、条例改正により措置できるという総務省の見解も示されました。

議会においては、新しい生活様式

を実践するための感染症対策は必要ですが、審議時間の短縮ありきではなく、議場内の換気のために休憩の回数を増やす

などの対応を行いながら、従来の審議時間は確保するべきであると考えます。そのためには、オンライン議会など議会のデジタル化への取り組みも選択肢の一つとして今後、検討していかなければなりません。

活気ある地方議会を目指して

地方議会は、直面する様々な課題の解決に向けて日々精力的に活動していますが、意外にも地方自治法には議会の位置付けや議員の職務等についての明確な規定はありません。また、議会や議員の活動と住民との間に隔たりがあるのか、議員の構成を見ても性別や年齢層に偏りがあり、「議員のなり手不足」が生じています。議員の厚生年金加入の問題や小規模自治体議会の議員報酬の低さなど、意欲ある多様な人材が立候補しにくい環境であり、活気ある議会実現の妨げとなっています。

この「議員のなり手不足」への対応策として、

昨年六月に公職選挙法が改正され、十二月に施行しました。町村長及び町村

議員選挙における「選挙運動用自動車の使用」「選挙運動用ビラの作成」「選挙運動用ポスターの作成」が条例により選挙公営の対象となり、また、町村議会議員選挙では、「選挙運動用ビラの頒布の解禁」と「供託金制度の導入」が図られ、地方選挙の公営化が一步進展しました。これにより、町村選挙への立候補に係る環境が改善され、多様な住民が地方議会に参画しやすい環境が整備されましたので、さらなる活気ある地方議会を目指していかねばなりません。

本年も引き続き、県内町村議会の発展と議会機能の強化に加え、活気ある地方議会の実現に向け、微力ながら尽力してまいりますので、皆様のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



魅力あふれる住みたい まちを目指して

大泉町 村山 俊明

明けましておめでとございます。皆さまにおかれましては、つ

つがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

大泉町は、面積一八・〇三平方キロメートルと県内で一番小さい自治体ですが、総人口は約四万二千人で県内の町村としては最も多く、そのうち約七千八百人が外国人という国際色豊かな町です。南米系の方々をはじめ四十五カ国に及ぶ国籍の方が暮らしており、中でも日系ブラジル人の方が一番多く在住しております。

外国人が多く暮らす背景には、昭和三十二年の大泉町発足以来、工場誘致や市街地整備を積極的に推進し、本町が、製造業を中心に多くの企業が進出する「工業の町」として発展を遂げたということが挙げられます。平成二年の入管法の改正以来、その働き手として、企業が多くの日系外国人を受け入れた

ことにより、今では全国でも有数の外国人集住地域となっております。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の対応に心を砕いた一年となりました。本町の取り組みとしては、健康被害や休業要請により生活に不安を抱える方や、実際に影響を受けている方を速やかに支援するため「生活支援パッケージ」等を創設し、事業費約六億円をかけ、六十一の事業を実施いたしました。医療や介護の仕事に従事する、いわゆる「キーワーカー」と呼ばれる方々や、高齢者、子育て世帯への支援をはじめ、飲食店・事業所などに対し、幅広い支援事業を行ったところです。

また、外国籍住民が多い本町としては、言葉や文化の壁にも最大限に配慮し、多言語に対応した注意喚起のチラシやポスター等を作成するなど、試行錯誤を重ねながら、感染症対策に務めてまいりました。ほかに、



ブラジル大使と総領事との意見交換会の様子

民の安全・安心のために全力を尽くしてまいります。

本町では昨年六月、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現には犯罪被害者等に対する適切な支援が必要と考え、県内初となる「犯罪被害者支援条例」を制定いたしました。

また、インターネットやスマートフォンとの普及に伴い、ネット上での特定の個人へ向けた中傷や侮辱、無責任なうわさや差別的な書き込み、いじめなど、人権侵害が深刻な社会問題となっていることから、「SNS等被害者支援事業」として相談窓口を設置するなど、早急に支援体制を整えました。

県内で最初に人権擁護条例を制定した町として、大泉町が被害者の支援を行うことにより、他の地域にも波及することを期待し、誰一人として傷つけない、傷つけない、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

昨年における本町の大きな成果としては、都市計画道路上小泉古海線の開通がございませす。平成二十八年より着手していた事業でございますが、令和二年十一月に工事完了を迎え



上下小泉古海線開通の様子

ることができました。本路線の開通により、町中心部から国道三五四号へのアクセスが良くなったことで利便性が向上し、町内に集中していた交通量を国道へ分散させたことで、近隣の渋滞緩和につながるものと期待しております。

そのほか様々な本町独自の取り組みの効果もあり、全国的に人口減少が問題化している中、本町は人口が増加している傾向にあります。近年、新築住宅も年間約三百棟建てられており、本町をこれからの生活拠点として選んでいただいている状況です。

これからも、多くの皆様にとって「住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ」となることを目指し、魅力あふれるまちづくりを進めてまいります。



社会とは何かを問い直す

哲学者・上野村在住 内山 節

ベルリンの壁が崩壊したのは、一九八九年のことだった。その二年後には、ソ連が終焉を迎える。ベルリンの壁が崩壊するまでの数年間、私は何度か東西ベルリンに足を延ばしていた。ここはふらつと東欧の様子を見に行くには便利な場所、西ベルリンから東ベルリンには

うになっていた。西側の人も、東ドイツに行つて自由に振る舞うことができた。

勝利したのはこれからの社会をつくる思想や理念ではなく、金儲けの自由だったのである。そしてこの頃から、世界は大きな変化をみせるようになる。

の世界をみればわかることで、たとえばアメリカのトランプ大統領のアメリカファーストの政策は、アメリカに損を与えている移民や中国を排除し、もつと得をするアメリカにしようということにすぎない。あるいはイギリスのEU離脱問題で争われたのも、自分にとっては離脱と残留のどちらの方が得なのかである。ドイツやフランスがEUの維持に熱心なのも、これらの国にとっては維持された方が得だと思われているからである。それは日本も同じことであつて、中国とどう付き合うのが日本にとって得になるのか、TPP（環太平洋経済連携協定）を

単に入ることができたし、東ベルリンで簡単な手続きをとれば、東ベルリン以外の東欧世界に入るのも容易だった。

当時のソ連、東欧諸国では、社会主義国家がもたらすさまざまな矛盾が噴出していた。そして私もまた、この体制が崩れていく日がくるのを待ち望んでいた。だがベルリンの壁が崩されていく頃になると、私の気持ちは複雑だった。壁が壊される一週間くらい前になると、東ドイツは事実上の政権崩壊状態に陥っていて、東側の人たちが自由に西側に行くことができるよ

変化のひとつは、金儲けがすべてだというような空気が、それまで以上に世界を覆つたことだつた。金儲けに成功した者が生まれ、自分の利益のために他者を顧みない人たちが企業が巷にあふれていく。どこの国でも格差社会が広がり、それを是正しようとする社会活動は弱体化していった。自助努力、自己責任だけが叫ばれ、経済がすべてだという雰囲気の世界を支配していく。

損か得かが大合唱する世界をみなければならなくなった。さらにもうひとつの変化として、国家主義的思考が台頭する時代をみておかなければならぬ。ソ連、東欧がどんな社会

を配っている。そして各国の企業は、密かに東側の崩壊を利益に変える戦略を練りつけて

た。もうひとつの変化は、政治家たちが、いままで以上に、これらの社会についての思想や理念を語らなくなったことだつた。語られているのは、損か得か、ばかりである。それはいま

の

の

だったのかはともかくとして、次のことだけはいうことができず。それは、社会主義圏が存在するときには、西側諸国は対抗上、自分たちの理念を語らなければならなかったということである。自由とは何か、平等とは、人権とは、民主主義とは。そういったことを普遍的理念にすることによって、社会主義よりも優れた社会をわれわれはつくっている、つくろうとしているのだということを宣言しつづける必要性があった。ソ連、東欧圏の崩壊は、このような制約から西側の人たちを解放したものである。そしてそのことは、むき出しの利害追求をめざす人たちに活動基盤を提供することになった。社会のなかでは排外主義、人種差別主義的な動きが広がり、どの国でも国家主義勢力が増大させていく。ともにもこの変化に乗りながら、政治の世界では社会のあり方を語るのではなく、国家にとつての損得や国民管理のあたりが追求されていくことになった。

今日の新型コロナウイルスの感染拡大の下でも、これらのことは顕著に現れている。感染防止の名のもとに国民統制が強化

され、この事態のなかで国家間の対立も激化していく。ウイルスと共存できる社会のあり方を見つけたそうとする思想の追求、理念の追求は消え去り、経済の低下がたえず問題視される。本当は、感染防止も経済活動の活性化も私たちの課題ではない。課題は私たちの、ともに暮らす社会の維持である。もちろん爆発的な感染拡大がおこれば社会維持も困難になるから、それを防ぐための努力は必要になるだろう。さらに社会を維持するためには人びとの活動が可能でなければならず、その活動のなかには経済活動もふくまれるだろう。だが間違えてはいけないのは、経済は目的ではないということである。それは社会を維持するための道具であり、道具は目的ではない。さらにウイルス感染を完全に押さえ込むことはほとんど不可能であり、とすれば私たちはウイルスとともに暮らす社会のあり方を見つけださなければならないだろう。とともにそれは、三密の回避

といった個人の努力だけで実現できるものではない。医療機関と私たちはどんな関係をつくりだしていったらよいのか。感染

によって窮乏した人々たちを支えられる社会をどうつくるのか。感染拡大下でも子どもたちの生きる場をどう社会は保証していくのか。そういうさまざまなことを検討することをおして、ウイルスと共存できる社会の私たちをみつけたしていかなければ、これからも新型コロナウイルスが発生するたびに、私たちは怯えと萎縮をくりかえしながら、国家による統制だけが強化される日々を送ることになるだろう。すなわちここでも問われているのは、これからの社会はどうあつたらよいかをみつけたす思想や理念の探求なのである。だがそれを困難にしまつてしまっているのが、冒頭に述べた一九八九年以降の世界であり、現在の世界である。とすれば現在の世界のありようと向き合っていない、その問題点を克服しようとするかぎり、根本的な問題解決にはならないことになる。

社会とは、さまざまなものが結び合うことによつてつくられたものである。さらに日本の伝統的な考え方では、社会は人間だけによつてつくられたものではなく、自然と人間が共同してつくっているものととらえられ

てきた。また人間とは生きていく者だけをさしているのではなく、死者もふくまれていた。自然と生者と死者によつてつくられているもの、それが社会だった。もつと正確に述べれば、生きていく人間たちがつくりだす関係が社会をつくり、自然と人間の関係が社会を成立させ、さらに自分たちの生きる基盤を残してくれた死者たちに思いを寄せる関係が、この社会を支えているという社会観を伝統社会の人びとは保持していた。

だが現代世界は、自然や死者を社会の構成メンバーから排除してしまつた。生きていく人間だけが社会のメンバーになり、こうして生まれ人間中心主義の時代は、人間たちの欲望を無制限に解放してしまつたのである。そしてそのことが金儲けの自由を野放しにし、経済至上主義的な社会や損得だけが価値基準になる社会を生みだしたばかりでなく、いまではこのありようが環境の悪化や格差社会の温床になっている。

私たちは、社会とは何かを根本から問い直す必要性に迫られているのである。これからは私たちが維持しつづけなければい

プロフィール

(うちやま たかし)
内山 節

1950年東京都世田谷区生まれ
哲学者 前立教大学大学院教授
NPO法人「森づくりフォーラム」代表理事
1970年頃から、東京と群馬県の山村、上野村との二重生活をしている。
主な著書に次のものがある
『労働過程論ノート』(1976年、増補版1984年、田畑書店)『著作集』収録
『山里の釣りから』(1980年、日本経済評論社 1995年、岩波書店「同時代ライブラリー」)『著作集』収録
『存在からの哲学』(1980年、毎日新聞社)
『戦後日本の労働過程』(1982年、三一書房)『著作集』収録
『労働の哲学』(1982年、田畑書店)
『フランスへのエッセー』(1983年、三一書房)
『哲学の冒険』(1985年、毎日新聞社 1999年、「平凡社ライブラリー」)『著作集』収録
『自然と労働』(1986年、農文協)『著作集』収録
『自然と人間の哲学』(1988年、岩波書店)『著作集』収録
『情景のなかの労働』(1988年、有斐閣)
『〈森林社会学〉宣言』(編著書、1989年、有斐閣)
『自然・労働・協同社会の理論』(1989年、農文協)
『続・哲学の冒険』(1990年、毎日新聞社)『著作集』収録
『山里紀行』(1990年、日本経済評論社)
『戦後思想の旅から』(1992年、有斐閣)『著作集』収録
『やませみの鳴く谷』(1992年、新潮社)
『時間についての十二章』(1993年、岩波書店、2011年岩波書店人文書セレクション版)『著作集』収録
『森にかよう道』(1994年、新潮社)『著作集』

収録
『森の旅』(1996年、日本経済評論社)
『子どもたちの時間』(1996年、岩波書店)『著作集』収録
『思想としての労働』(共著書、1997年、農文協)
『貨幣の思想史』(1997年、新潮社)『著作集』収録
『ローカルな思想を創る』(1998年、共著書、農文協)
『市場経済を組み替える』(1999年、共著書、農文協)
『自由論』(1998年、岩波書店、2014年岩波人文書セレクション)
『里の在処』(2001年、新潮社)『著作集』収録
『〈里〉という思想』(2005年、新潮社)
『創造的であるということ』(上下巻2006年、農山漁村文化協会)
『戦争という仕事』(2006年、信濃毎日新聞社)『著作集』収録
『日本人はなぜキツネにだまされなくなったのか』(2007年、講談社現代新書)
『怯えの時代』(2009年、新潮社)
『清浄なる精神』(2009年、信濃毎日新聞社)
『共同体の基礎理論』(2010年、農山漁村文化協会)『著作集』収録
『自然の奥の神々』(写真・秋月岩魚、文・内山節、2010年、宝島社)
『文明の災禍』(2011年、新潮新書)
『内山 節のローカリズム原論』(2012年、農文協)
『新・幸福論』(2013年、新潮社)
『内山 節・著作集』(2014年より15年まで、全15巻、農文協)
『半市場経済』(編著書、2015年9月、角川新書)
『いのちの場所』(2015年10月、岩波書店)

けない社会とは何なのか。
それは結び合い、関係し合う
ことによってこの社会が
つくりだされていると感
じられる時空なの
であろう。とすればそれを感じ
られる場が社会の核にならな
ければならず、そのことを追
求めると、自治できる時空こ
そが
社会の核にならなければなら
ないはずである。
どうやら私たちは社会とは何
かを根本から問い直す必要
性に
迫られているようである。そ
の
ことを一九八九年以降の世
界も、コロナ下の世界も、私
たち

県予算編成・施策に

関する要望活動を実施

県町村会は令和二年十月二日、山本知事に対し、令和三年度群馬県予算編成に伴い、県内の町村が直面している諸課題に関して特段の配慮を求める政策提言的な要望活動を行った。
 なお、要望内容及び要請事項については、次のとおり。



津久井副知事と正副会長

令和三年度 県予算編成及び 施策に関する要望

県内町村の行財政運営につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

県内町村の多くは、農山村や中山間地域にあり、都市とは地理的に離れているものの、地場産品や観光資源に恵まれ、豊かな国民生活を支えている魅力的な地域であります。

しかしながら、急速な少子高齢化、深刻な人口減少による地域活力の低下に加え、税源に乏しく脆弱な財政基盤、基幹産業である農林業の衰退など、自治体として極めて厳しい状況に置かれております。

このような状況下ではありま
 すが、我々町村長は、近年頻発
 する大型台風・記録的豪雨等に
 よる大規模災害や新型コロナウイルス
 イルス感染症という目に見えな
 い脅威などから住民の命と暮ら
 しを守り抜き、一億総活躍社会
 の実現に向けた更なる地方創生
 推進のため、県とも連携して総
 力を挙げて取り組んで参る所存
 です。

今般の要望事項につきまして
 は、「地方交付税等の一般財源
 総額確保」をはじめ、町村にとつ
 ては、どれも必要不可欠なもの
 でありますので、特段のご高配
 をお願い申し上げます。

特に、地方交付税の総額確保
 については、財政基盤が脆弱な
 町村が地方創生の取組みの中
 で、自主性・主体性を発揮して
 地域づくりが行えるよう、県に
 おかれましては全力でご対応い
 ただければ幸甚に存じます。

また、本会及び全国町村会
 では「新たな圏域行政は、周縁部
 町村の自立とは反対に、町村を
 衰退に追い込む危険性をはら
 み、また町村の自治権を弱体化
 させるものであることから、推
 進しないこと。」と国に対し主
 張しておりますので、県におか

れましても、私ども町村の主張、
 意見を十分にご理解賜り、積極
 的なご支援を賜りますようお願い
 申し上げます。

1、インターネット 条件不利地域に対 する通信回線増強 に係る費用の支援 について

知事戦略部

インターネット接続サービス
 への民間事業者の参入が見込ま
 れない条件不利地域にあつて
 は、自治体自らがプロバイダと
 なり、地域住民・事業者に対し
 てサービスを提供してまいります。

インターネットは、行政サー
 ビスの提供、地域活性化、防災
 などの情報発信のみならず、地
 域経済活動の面でも重要な役割
 を果たしていることから、基盤
 整備にあたっては、国庫補助に
 よる財政的支援を受け、高速イ
 ンターネット接続環境を構築す
 ることができました。

しかしながら、現状は、パソ
 コン・スマートフォン等の普及、
 動画の配信などが進んだほか、
 新型コロナウイルス感染症によ
 るテレワークや学校のオンライン
 授業など生活様式の変化に

よって、通信量が增大して回線の混雑を引き起こし、通信速度が低下しています。

これを解決するためには、通信事業者によるインターネット回線の増強が必要ですが、高額の費用が発生します。

本来ならば、受益者による使用料で賄うべきではありませんが、条件不利地域では、絶対的な人口が少なく、地域住民が高齢化し、収入・所得も少ないことから、使用料の大幅な値上げは困難な状況であり、大きな財政負担が懸念される事態となっておりますので、国・県による財政的な支援が講じられるよう要望いたします。

2、地方交付税等の一般財源総額確保について

総務部

人口減少の克服・地方創生のため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に推進していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要のため、「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額

を確実に確保することについて、引き続き国への働きかけを要望いたします。

また、地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと及び過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まってしまうため、全額復元に取り組みことも併せて国への働きかけを要望いたします。

3、地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

総務部

これまで、県における地方税収確保対策の一つとして実施している、税務に精通した県職員を町村へ派遣（併任）することでの県と市町村間の連携した取組は、徴収実績の向上に多大な効果を発揮し、さらに、地方税対策会議及び地方税徴収対策推進会議等の活動を通じて、県との交流はもとより市町村間でも担当職員の相互交流が図られ、県と市町村間及び市町村同士の間、連携強化による協働作業が、着

実に地方税全般の収入増に繋がっています。

今般の新型コロナウイルス禍により、調定額の減少や徴収猶予などによる収入未済額の増加など厳しい状況が想定されますが、引き続き、町村として健全な財政運営を継続し、地方分権、地方創生を推進していくためには、確実な自主財源の確保が必要であり、そのためにも、適正公平な賦課徴収に基づいた厳密な債権管理に努めるとともに、目標達成に向けた進行管理の徹底、中核職員の意識・技術向上、広域的な取り組みによる連携をより強固にすることなど、税収確保体制を従前にも増して強化し、整備していく必要があります。

つきましては、町村としても、さらに税務担当職員の資質向上や税収確保体制整備に尽力していきますので、県と市町村及び市町村相互が連携した税収確保体制の強化を図り、地方税収の継続的な増加に繋がるよう、県におきましても令和3年度以降も人員削減することなく、専任組織による県税職員の市町村派遣、合同滞納整理、合同公売や実務研修制度の実施、また、相

互に課題を検討及び解決する体制の強化等により、県と市町村が連携した税収確保体制の充実強化を図ることを引き続き要望いたします。

4、火山対策の充実について

総務部

県内では、三つの火山（日光白根山、草津白根山（白根山（湯釜付近）、本白根山）、浅間山）に噴火警戒レベルが運用されており、各火山が所在する町村においては、活火山法に基づく火山防災対策として、火山ハザードマップや火山防災マップ等の作成・周知、避難計画の策定、施設所有者等の避難確保計画の策定と避難訓練の実施、また、火山への登山者に対する措置も行うことが求められており、併せて、安全対策として避難施設の整備や維持管理及び火山防災情報の広報などが求められています。

これらに適切に対応するには、単独の町村で行うには財政的に厳しく、また、専門的知識・知見が必要であるため、町村の体制ではかなりハードルの高いものとなっていることから、火

山防災予算の確保について国へ積極的に働きかけいただき、県内への火山対策の充実を図るとともに、対象地域の町村に対して、活火山法に定められている避難計画の策定等について、県からの助言やサポートが講じられるような体制整備が図られるよう引き続き要望いたします。

5、国土強靱化地域計画の策定支援について

総務部

過去の未曾有の大災害からの教訓を踏まえ、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が制定され、国土強靱化に関して、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施することは地方公共団体の責務と定められています。

また、国土強靱化地域計画については法律上「定めることができる」とされているものの、国が示した国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進の方針を踏まえれば、計画策定は急務であると考えます。

計画策定にあたっては、庁内の共通認識や人員、知見の不足などで、町村単独での策定は難しいと考えられ、また、県計画との調和を図る必要があることから、計画の策定前、策定中、策定後（評価も含む）における継続的で、積極的な県からの支援を要望いたします。

6、統計調査員確保対策事業に係る補助金について

総務部

統計調査員確保対策事業における群馬県統計調査員確保対策費補助金については、財源の確保が難しいとの理由から、令和二年度には交付がありませんでした。

町村では、様々な施策を展開し、統計調査協力員の数を何とか維持していますが、統計調査協力員の高齢化や地域の実情により、新規の確保が年々難しくなっています。

国又は県が実施する統計調査に際し、調査事務の円滑化のため、基礎的・実践的知識等を習得している統計調査協力員の確保は極めて重要であります。確保対策事業の継続は、町村の

負担増ともなりますので、群馬県統計調査員確保対策費補助金の復活を要望いたします。

7、外国人住民対応に係る通訳職員への財政支援について

地域創生部

外国人住民が人口の約一九％を占める大泉町では、特に南米系外国人が集住している地域であることから、多文化共生コミュニティセンター、保健福祉総合センターなどにポルトガル語の通訳職員を複数配置し、行政情報などの正確な提供に努めているだけでなく、県内外に住む外国人からの問合せや相談等への対応、同町で翻訳した資料等の県内外市町村への提供など

同町以外に在住する外国人への対応も多いことから、通訳職員の負担及び人件費等の同町の負担が増大しているそうです。国の「外国人受入環境整備交付金」を活用し、一元的相談窓口を設置・運営し、情報提供及び適切な窓口への案内等を行っていますが、各課窓口を訪問する外国人に対する通訳の経費については、「外国人受入環境整備交付金」の対象ではありません。

住民票の手続きや納税、教育福祉等の相談への対応については、各課窓口での通訳の設置が必須であり、今後も増加が予想される外国人住民に対するきめ細かな行政サービスの提供は、県内市町村共通の課題でもあることから、一元的相談窓口ではない、各課窓口の通訳職員の経費補助について、特段の配慮を賜りますよう要望いたします。

8、過疎地域等自立活性化推進交付金の対象とならない空き家改修事業に対する県費補助金の創設について

地域創生部

移住希望者が年々増加傾向にある中、古民家での生活を希望する移住希望者が大半を占めている状況であります。古民家は築年数が経っており設備も古い。そのため、実際の古民家を見学した結果、移住を断念するケースも見受けられます。

このようなことから、過疎地域等自立活性化推進交付金を活用し、空き家改修事業を実施していますが、同交付金の対象は一度に三戸以上の空き家改修事

業に限られているところです。

今後も継続的に改修事業を進めていくためには、同交付金の対象とならない一戸又は二戸の空き家改修事業に対する県費補助金の創設を要望いたします。

9、配偶者暴力相談支援センターへの財政支援及び県女性相談所における一時保護施設での外国人対応の充実について

生活こども部

相談員が被害者の心の拠りどころとなつて日々、支援を行っている配偶者暴力相談支援センターでは、身近な相談窓口、緊急時における安全確保、地域における継続的な自立支援を担っており、今後、県内町村でも同センターの設置が進むことが予測されますが、現在、相談員が行う業務に要する費用については、都道府県、指定都市、中核市及び市には補助金の制度（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）がありますが、

町村は対象になっておりませんので、町村においても、国費補助又は県費補助等の支援策が講じられるよう引き続き要望いたします。

10、消費生活センター運営経費に係る支援の継続等について

生活こども部

消費生活センター相談員に係る人件費や啓発事業費については、地方消費者行政推進交付金を引き継いだ地方消費者行政強化交付金推進事業の対象となっておりますが、この交付金事業については、活用期間が限定されており、今後段階的に削減されていくことが決定しております。

IT化や国際化の進展、少子高齢化などにより、消費生活をめぐる問題も多様化・複雑化していく中で、消費者に最も身近な相談窓口として同センターが

果たす役割もますます高まっていくものと考えられますので、現在の相談体制を維持し、継続的に消費者被害防止のための啓発活動を行い、今後の更なる消費者行政の充実のため、恒久的な国費又は県費補助金等の財政支援を引き続き要望いたします。

また、成年年齢引き下げに伴う消費者教育については、現在、県内高校での消費者教育を県が推進していますが、今後、県主催の啓発活動（出前講座）を行う際には、消費生活センター相談員とも連携し、地域の身近な相談員として生徒と顔が見える関係を築き、消費者トラブルが生じた際には、気軽に相談できる窓口として消費生活センターが周知できるよう、県主催の啓発活動へ参加できるよう併せて要望いたします。

状況にあります。

この結果、異年齢児を一人の保育士が担当することが常態となっており、入所園児の年齢パランスの状況によっては、三年齢あるいは四年齢にわたる園児を合同で保育しなければならず、安全の確保及び保育の質の低下等が懸念される状況です。つきましては、保育士の数の充実を図り、園児の安全確保及び保育の質を確保するため、県において、保育士確保のための経費補助制度の創設を要望いたします。

12、救急医療・周産期医療・小児救急医療等の体制整備等について

健康福祉部

超高齢化社会を迎え、住民のみならず医療関係者も高齢化し、後継者不足から廃業する開業医も見られるようになってきており、町村の住民は医療受診にも苦慮しているのが現状です。少子化対策、人口流出対策及び子育て支援の観点からも、安心して出産・子育てのできる環境づくりのためには、少なくとも二次保健医療圏内での救急

医療体制、周産期医療体制及び小児救急医療体制の地域的、体系的な整備をさらに推進する必要があると思われまますので、医師の地域偏在解消策及び人材確保策並びに産後ケアに取組む医療機関の確保も含めた十分な財政支援策を講じるよう国への働きかけを引き続き要望いたします。

また、国からの要請により、医療施設の再編統合等も検討していかなければならない状況か

13、地域包括ケアシステムに精通した専門職員(アドバイザー)の市町村への県費派遣について

健康福祉部

急激な少子高齢化が進む中、高齢者が日常生活の場で安心して暮らし続けられるようにするため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの対応強化が求められていますが、日常生活圏域における地域包括ケアシステム構築の取組には、地域によってばらつきがあり、生活支援体制整備事業を推進する中

で、持続的かつ効果的な運営に

と存じますが、町村における公立・公的病院は、地域に欠くこ

とできない基幹的な医療機関であり、今般の新型コロナウイルス感染症対策では、住民の命と健康を守る等としての役割を担うなど、その機能と役割は、従来の視点だけではない一層の重要性が増すことから、全国一律の基準で分析されたデータに基づいた拙速な再編統合を強制しないよう国への働きかけを併せて要望いたします。

戸惑う市町村も多いと思われま

す。地域住民が介護予防・日常生活支援の担い手として、一翼を担うことが期待されていますが、その一方で、地域住民の活動や生活スタイルは、自らの自発的動機であることから行政の期待や政策を反映させるのには困難な場合もあります。

地域住民の視点や気づきを地域の取組として制度化し、新たなボランティア制度の構築に繋げるためには、地域のコーディネート者を担う人材が、専門職員(アドバイザー)の助言を得ながら、地域性や実情に応じた包括的、継続的な事業運営を行う

必要があります。

住民主体による支え合いの展開を図るため、持続可能な介護保険制度の運営を図るため、地域包括ケアシステムに精通した専門職員(アドバイザー)を県費にて市町村に派遣されるよう要望いたします。

14、「ぐんま緑の県民基金事業」における事業創設について

環境森林部

「ぐんま緑の県民基金事業」においては、市町村公有林に係る森林整備等の事業メニューがない状況ではありますが、市町村が保有する森林も県民及び国民の共有財産であり、適切な森林整備は自然災害防止にも繋がることから、「ぐんま緑の県民基金事業」に公有林森林整備等の事業創設を要望いたします。

また、昨年、千葉県では台風の襲来で電力や通信の電線・電柱に倒木が相次ぎ、停電や通信不能といった状態が長期間続きました。

「ぐんま緑の県民基金事業」は、災害防止に寄与することも目的となりますので、ライフラ

11、異年齢児合同保育を回避するための補助制度の創設について

生活こども部

入所人員の少ない民間保育所では、経営面が非常に厳しく、雇用できる保育士の数も少ない

インである電力や通信の電線・電柱に危険を及ぼす森林木々の伐採事業について、伐採補償も含めた事業を「ぐんま緑の県民基金事業」に創設することを要望いたします。

15、特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」駆除の広域対応経費補助等について

環境森林部

特定外来生物であるクビアカツヤカミキリは、日本の文化に定着している桜や果樹に被害を及ぼしている状況であり、特にその早期対応が重要であるとの観点から、広域での駆除に努めているところもあります。

クビアカツヤカミキリの生態は、幼虫から二、三年で羽化することから、その対応に三年間は必要であること、また、完全な駆除については、公有施設だけではなく民有地においても、広域的に適切な措置を講じる必要があることから、国又は県における広域対応経費補助制度の創設や薬剤購入補助制度の継続を引き続き要望いたします。

また、被害の著しい樹木においては、伐倒による駆除を行う

必要がありますので、林業県ぐんまの山間部での被害を最小限に留めるべく、伐倒駆除でも「ぐんま緑の県民基金事業」が活用できるよう要望いたします。

16、「ぐんまの木で家づくり支援事業」の継続について

環境森林部

木材価格の低迷等を起因とした林業の衰退により、適切な管理が行き届かず荒廃した森林が増加し、水源涵養や土砂流出防

17、ヤマビル駆除対策について

環境森林部

近年、野生鳥獣の増加に伴い、ヤマビルの生息地が山林はもとより畑や人家付近に拡大しており、住民からの相談とともに行政として対処するよう要望が寄せられています。

県内には登山者から人気のある山々も多く存在しますが、ヤマビルの活動が活発化する時期は、登山シーズンと重なるため、登山客数の減少が地域経済へ少なからず影響を及ぼすことも考えられます。

18、農業用廃資材処理費用の一部助成について

農政部

農業用廃資材（廃ポリ・廃ビニール）の処理については、地区農業用廃資材等適正処理推進協議会を組織し、農業協同組合を中心に関係市町村、農業従事者において適正処理に努めておりますが、近年、処理費用が高騰化していることから市町村及び農業従事者の負担額が増加しているのが実情であります。

県においても、群馬県農業用廃資材等適正処理推進協議会を設置し、地区協議会に対し、情報提供等の連携を行っていたいただいているところではありますが、処理費用の現状を鑑み、県費による一部助成等の支援策も講じるよう引き続き要望いたします。

19、CSFワクチン接種手数料の減免について

農政部

県におかれては、野生動物侵入防止柵設置事業等によりCSFウイルス侵入防止のための防疫体制の強化を図っていただ

たところではありますが、依然として野生イノシシのCSFウイルス感染が確認され、予防のための飼養豚へのワクチン接種が行われておりますので、養豚農家の負担軽減のため、CSFワクチン接種手数料の減免を要望いたします。

20、令和元年台風十九号被害からの復旧・復興対策について

県土整備部

被災町村全てが一日も早い復旧・復興を果たしていくためには、県による万全な支援が不可欠でありますから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

- (一)河川整備計画に基づき、県土整備プランにも位置付けられている河川の整備について、早急に事業着手すること。
- (二)未着手の被災箇所への復旧に着手し、県民の安全・安心な生活のため及び道路・河川被災箇所の早期復旧のため、十分な予算措置を図ること。
- (三)県代行事業町村道についても県による災害対応等の支援を行うこと。

21、社会資本整備総 合交付金の予算確 保について

県土整備部

平成二十二年度に創設された社会資本整備総合交付金は基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業やソフト事業を総合的・一体的に実施することにより、自由度が高く、自治体の創意工夫を生かせる総合的な交付金として大きな成果を上げてきたところでありますが、ここ数年、要望額に対する交付額が大幅に削減され、事業計画の進捗に重大な支障をきたしている状況であります。

つきましては、事業計画の目標を達成するため、必要な予算が確保されるよう国への働きかけを引き続き要望いたします。

22、河川監視カメラの 設置及び河川の適正 な維持管理について

県土整備部

近年、時間雨量五〇ミリを超える雨が頻発するなど、雨の降り方が、局地化・集中化・激甚化しており、水害や土砂災害の頻発化、激甚化が懸念されています。

す。

こうした中、県内の中小河川の緊急点検に基づき、河川の水位監視を行うための危機管理型水位計を設置しているところでありますが、今後、水位計の設置に合わせ、同箇所へ視覚でも状況判断のできる監視カメラを設置のうえ、映像を発信されますよう引き続き要望いたします。

また、県管理の河川内に雑木の繁茂や土砂の堆積があり、川の流れに大きな障害となつている箇所も見られますので、氾濫の危険性回避のためにも、河川の浚渫や自生雑木の除去等より一層の適正な維持管理も要望いたします。

23、浄化槽工口補助 金制度の継続につ いて

県土整備部

污水处理人口普及率ステップアッププランに基づき、平成二十三年度に「浄化槽工口補助金」制度が創設され、その後の継続実施の効果により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換がより一層促進されております。

24、浄化槽整備事業 の見直し等につ いて

県土整備部

浄化槽整備事業において、平成二十七年から「新設設置」に対しての県費補助制度が廃止となりましたが、地域の特性から新設設置の割合が高い町村も見受けられます。

污水处理事業を推進していくうえで、県費補助制度が無くすることは、町村及び設置申請者にとって大きな負担増となります。

污水处理人口普及率を上げたことが財政的なマイナス要因になりかねない状況となり、新設設置申請者に対する説明に苦慮

し、住民からも疑問の声が寄せられています。

加えて、新設設置に対する補助が、県外からの移住や定住の促進など、人口減少対策の一助になることも期待できますので、浄化槽整備事業における「新設設置」に対する県費補助制度の復活を引き続き要望いたします。

また、浄化槽の耐用年数は、一般的に躯体で三十年以上、機器整備類で七年～十五年と言われており、事業開始からの経過年数を考慮すると、今後の改築更新費用が大きな課題となり、財政的に大きな負担となること

が予想されますので、今後さらに進んでいく浄化槽の老朽化に備え、必要な予算措置を講じるよう国への働きかけを要望するとともに、県としても新たな補助等の対策を検討されるよう引き続き要望いたします。

25、流域下水道維持管 理に係る県負担及び 流域下水道建設費の 県負担について

県土整備部

下水道事業については生活環境の改善や河川や湖沼などの公共用水域の水質保全を図るため

に不可欠なものであり、県及び市町村は下水道の整備を推進しているところです。

各処理区の流域下水道では、従前から「維持管理に要する費用の負担等に関する覚書」に基づき、維持管理負担金を県と構成団体で負担しておりましたが、平成二十五年の県下水環境課主催の会議において、県から平成二十五年中に構成団体と協議が整い次第、維持管理負担金の県負担分を廃止したいとの申し出があり、これを受け県・構成団体で協議を重ねましたが、依然として協議は整っておりません。

維持管理負担金の県負担分廃止は構成団体に多大の負担を強いるものであり、覚書を交わした際の経緯や、協議が平行線のままであること等を考慮いただき、令和三年度においても従前のとおり県の負担を引き続き要望いたします。

また、流域下水道建設に係る県負担資本費の回収及び流域下水道に従事する県職員の人件費について構成団体への追加負担が示されておりますが、これらについても構成団体に多大な負担を強いるものでありますの

で、現行どおりの県負担継続も引き続き要望いたします。

26、県内単一下水道事業の運営について

県土整備部

下水道事業の経営環境は、全国的に厳しさを増しており、効率的な事業運営が求められている中、国は、総務省・農林水産省・環境省の連名で令和四年度までの「広域化・共同化計画」策定を都道府県に要請し、県においては、市町村と連携し汚水処理事業の広域化・共同化計画を策定する予定と伺っております。

このような状況の中で、県から「県央・西毛・吾妻・北毛・東毛」の五ブロックに区分して検討を進める方針が示されましたが、広域化のスケールメリットを最大限に発揮するために、県内の全下水事業を統合し、県が主体となって運営すべきと考えます。

県内単一下水道となった場合、将来に向けて受益者負担の増加を抑制でき、さらに、県では複数の流域下水事業を運営しており、構成団体からの負担金の在り方や人事配置、経理手

法などの事業運営ノウハウも蓄積されていることから、県内全下水事業の統合の検討が必要と考えます。

下水道事業の業務委託については、下水道料金の賦課徴収業務は、料金算定の都合により上水道事業に委託し、下水道施設の維持管理業務については、民間企業に委託しているのが現状ですが、現状の業務委託を県内五つの下水事業ごとに集約することでもスケールメリットが得られますが、県が業務委託を集約し、包括的に推進することによって生まれるスケールメリットの方が大きいことは疑うまでもありません。

現在の広域化の理想の形は、東京都の水道局や下水道局であり、埼玉県では、秩父広域市町村組合の上水道の統合を皮切りに、その他地域がブロック化され、県がコーディネーター役となり関係市町村へ支援を行い、令和十二年度に埼玉県内の上水道事業を経営統合する目標となっております。

道府県内単一下水道事業は、他に例を見ませんが、近い将来に実現していただきたい施策として引き続き要望いたします。

27、上信自動車道等の七つの交通軸とその軸につながる生活幹線道路の整備促進について

県土整備部

県が推進する「群馬がはばたいたための七つの交通軸構想」は、地域経済における多大な効果と県土発展に勢いを生んでいますので、今後も「七つの交通軸」の整備・強化を早急に推進されますよう要望いたします。

しかしながら、広域幹線道路が次々と開通していく一方、整備の遅れが指摘されている地域もあるのが実状で、それらの地域では、過疎化、高齢化が激しく、生活道路の整備は地域存続のために不可欠なものであります。

通院、通学等、住民の暮らしに直結する切実な事情、地域間交流を盛んにすることによる産業振興等、これら諸課題の解決にも道路整備は大きく関わっており、令和十二年度に埼玉県内において、整備の遅れが指摘されている地域における交通軸の整備促進を加速させるとともに、整備が進むことにより交通量の増加が見込まれる生活幹線道路の万全な安全対策等を施

しつつ、その軸につながる生活幹線道路の集中的な整備を引き続き要望いたします。

また、吾妻地域の活性化に大きく寄与する上信自動車道については、嬭恋バイパス以西の整備区間早期指定と上信自動車道の早期完成を国へ働きかけていただくよう引き続き要望いたします。

28、西邑楽三町地域広域幹線産業道路(仮称)の整備について

県土整備部

西邑楽三町(千代田町、大泉町及び邑楽町)周辺の幹線道路は、隣接する工業団地や住宅地開発の増加に伴い、通勤及び帰宅時間帯において、慢性的な渋滞が発生しています。

また、渋滞を避けるために、多くの車両が通学路や農道に流入し、出合い頭の交通事故が頻繁に発生している状況であり、大きな交通事故の発生も懸念される所です。

この問題の解決と西邑楽三町の都市基盤の構築のためには、三町を結ぶ広域幹線産業道路の整備が最も有効であり、その実現により、工業出荷額の多い群

馬県東部(東毛)地域の首都圏に向けた東西軸の流れをより一層効率的にするとともに、関東地方における物流経済の発展にも大きく貢献できるものと考えます。

加えまして、地域産業の面に限らず、異常気象時や大規模災害時における信頼性の高い道路としての活用も期待できずとも、地方創生が叫ばれる中、交流人口の拡大による地域活性化のための自治体間を結ぶ道路ネットワークとしても重要な役割を果たすと期待できますので、西邑楽三町地域広域幹線産業道路(仮称)の整備を要望いたします。

29、道路の適正な維持管理について

県土整備部

県管理道路において、中央分離帯、植栽帯、縁石まわりの低木や雑草の繁茂により、町村道との交差点部等において、運転者からの視界が不良となっている状況や歩行者や自転車の通行に支障をきたしている状況が見られます。

また、道路利用者によるゴミの投げ捨ての状況も見られます

ので、道路利用者の交通安全確保及び道路周辺地域の環境整備のためにも、県管理道路の適正な維持管理を引き続き要望いたします。

30、空家等対策における市街化調整区域の線引き前用途(線引き後の開発許可要件)からの用途変更に関する緩和措置について

県土整備部

県央から東毛地域にかけての大部分の市町村が線引き都市計画区域となっており、そのうち市街化調整区域については、開発行為(建築行為)が厳しく制限されています。

建築物の用途変更や建替えについては、線引き前から(線引き後の開発許可要件)の用途が基本となり、特に遊戯施設や沿道サービス施設に関しては、空き店舗となるとその後の転換が図られず、多くが廃墟化しているのが実情です。

今後の空家等対策の一環として、空き店舗の有効活用及び他用途への転換が必要であり、本県のみならず全国的な課題でもありますから、用途変更に関する緩和措置のための都市計画法

等の改正について、国への働きかけを要望いたします。

31、BRT事業の早期再開について

県土整備部

事業の採算性及び令和元年台風第十九号被害を受けての減災・防災対策の強化という観点から、高崎駅から館林駅間を結ぶ新たな公共交通軸としてのBRT事業が無期限一時凍結となりましたが、沿線自治体はこの間、運行に向けた準備を進めており、突然の方針転換は、各自治体の事業にも深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

また、沿線自治体では、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」という国土交通省の基本的な方針を受け、拡散する都市の集約とそれらを有機的に結ぶための自家用自動車から公共交通への利用転換を進めており、それらに資する「立地適正化計画」及び「公共交通網形成計画」の策定も進められており、BRT事業が廃止ではなく一時凍結であることから、これら計画中では基幹公共交通軸としてBRT事業を明確に位置付ける予定でもありません。

つきましては、県においては、一時凍結となったBRT事業を早期再開するとともに、その利用促進策について、沿線自治体に委ねることなく県として独自の方針も示すよう要望いたします。

32、外国籍児童生徒に対する支援について

教育委員会

小中学校に在籍する外国籍児童生徒は、人数も割合も増加傾向にあります。日本語指導が必要な児童生徒に対しては、学校や社会に適應して学び、将来への希望が持てるよう行政が支援する必要があります。

しかしながら、市町村においては、通訳や日本語指導の対応等に苦慮しているため、外国籍児童生徒の学習・生活への支援の充実に向け、県による継続的な人的配置支援や財政支援の更なる充実を引き続き要望いたします。

小規模町村では、専門職である指導主事が少数、あるいは一名もいないところもあります

34、特別支援教育の充実について

教育委員会

が、地域とともにある学校づくりを目指すためには、専門的事項に関する指導や助言を必要としますので、現在、派遣されている社会教育主事と同様に、指導主事も派遣されるよう要望いたします。

小・中学校の普通学級に在籍するLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)など障害のある児童生徒に対する特別の指導(通級による指導)の充実や、日常生活上の介助や学習指導上のサポートを行う「特別支援教育支援員」配置の促進に向けた県費による財政措置の拡充、関係機関との連携調整等を担う「特別支援教育コーディネーター」の専任化を推進するための教職員定数の改善など、特別支援教育の充実を要望いたします。

特別支援学校への通学に関する

36、学校給食の円滑な継続運営のための事業者支援について

教育委員会

新型コロナウイルスの感染拡大による学校休業によって、学校給食関係事業者の収入は大きく減少し、学校給食関係事業者の中には、赤字経営が続く、事業運営に大きな支障が生じている事業者や、学校給食関係事業者からの撤退を表明する事業者もおり、今後も同様な事例が頻発するような情勢がすぐそこまで来ているものと思われれます。

つきましては、学校給食事業の安定的運営を図るためにも、市町村とも連携した県独自の学校給食関係事業者支援策を創設・実施されるよう要望いたします。

全国町村長大会に 各都道府県代表町村長が出席

● 全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議
 ● コロナ下・コロナ後社会を見据えた町村からの日本再生に関する特別決議
 ● 新たな過疎対策法の制定に関する特別決議 を満場一致で採択



荒木泰臣全国町村会長

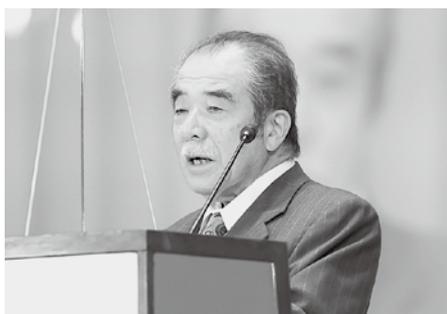
全国町村会主催による全国町村長大会が、令和二年十一月二十六日正午から東京・千代田区のホテルニューオータニで開催された。大会には、各都道府県代表の町村長、都道府県町村会関係者及び来賓の菅内閣総理大臣、大島理森衆議院議長、山東昭子参議院議長、武田良太総務大臣、坂本哲志まち・ひと・しごと創生担当大臣、二階俊博自由民主党幹事長、松尾文則全国町村協議会議長会会長など約四〇〇名が出席した。

大会は、棚野孝夫副会長（北海道白糠町長）の司会により進行し、はじめに全国町村会荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）から挨拶があり、「現在、わが国は、新型コロナウイルス感染症という未曾有の国難に直面しており、私たち町村も心をひとつにして、この国難を乗り越えるため、総力を挙げて取り組んでいくので、政府には、安全安心と活力ある地方を創るため、力強い支援をお願いする。また、近年、自然災害が多発しているが、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域社会を創生するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取



菅義偉内閣総理大臣

組を一層推進することが喫緊の課題となっており、今後とも被災地に寄り添った支援体制や万全の財政支援措置等を国に要請していく。自然災害や感染症は、東京一極集中による様々な弊害やリスクを浮き彫りにし、これからは地域の多様性を活かした分散型の国づくりが求められており、国・地方を挙げてあらゆる政策を総動員し、東京一極集中の是正と地方の活性化を車の両輪にして、地方創生をはじめ、各般の政策を強力におし進めなければならぬ」と訴えた。



宮口侗勉早稲田大学名誉教授

続いて、来賓の菅内閣総理大臣、大島衆議院議長、山東参議院議長、武田総務大臣、坂本まち・ひと・しごと創生担当大臣、武田内閣府防災担当大臣、二階自由民主党幹事長、松尾全国町村協議会議長会会長が挨拶を行った。さらに、町村への応援メッセージとして宮口侗勉早稲田大学名誉教授が登壇し、「今年は過疎法が初めて出来て五十年経過した年で、現行の過疎地域自立促進特別措置法の期限が令和三年三月となっている。総務省の過疎問題懇談会では今年の春に「過疎地域の持続的発展の実現」と題する新たな過疎対策についての提言をまとめ、過疎地域をめざすべき方向を、先進的な少数社会、言いかえれば豊かな自然のもので低密度居住地域と位置付けている。法律によって指定されるか否かは別として、ほとんどの町村は、過疎的な農山漁村地域を抱えており、町村関係者は、そのような地域の暮らしをどのように守り、そして守りだけではなく、都市にない価値をいかに高めていくかという認識を、強く持っていたいただきたい。都市が栄える一方で、低密度な安心できるく

らしがしっかりと存在すること



が、国の底力と思う。大きな都市にない価値をいかにして育てるかを、ぜひ町村の合言葉にしていただきたい」と町村長を激励した。

最後に、議事として、太田長八副会長（静岡県東伊豆町長）の議長のもと、決議、緊急決議、特別決議及び大会要望について、坂口博文行政委員会委員長（徳島県那賀町長）、佐藤仁財政委員会委員長（宮城県南三陸町長）、羽田健一郎経済農林委員会委員長（長野県長和町長）及び永原謙二副会長（福岡県大任町長）が提案理由の説明を行った後、それぞれ採択・決定され、閉会となった。

決議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

記

しかしながら、東京一極集中が続く中で、町村は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような中、新型コロナウイルス感染症は、全国に広がり、国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらしている。加えて、自然災害も頻発している。

国と地方は総力を挙げて、コロナ対策をはじめ、東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害等からの復旧・復興と国土強靱化、東京一極集中の是正と地方創生推進による分散型国づくりに取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりを邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開するとともに、災害や感染症に強く、持続可能な活力のある地域を創生しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

一、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と万全な経済対策の実施を図ること。

一、東日本大震災、熊本地震及び大型台風・豪雨災害からの復旧・復興を加速するとともに、全国的な防災・減災対策、国土強靱化を推進すること。

一、地方創生推進交付金、「まち・ひと・しごと創生事業費」等を拡充し、地方創生の更なる推進を図ること。

一、町村にとって命綱である地方交付税等の一般財源総額を確保すること。

一、地方の情報通信基盤の整備を加速化し、デジタル社会を推進すること。

一、地方分権改革を推進すること。

一、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。

一、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。

一、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定等による影響を見据え、国内農林水産業対策に万全を期すこと。

一、国産木材の一層の需要拡大。

利用促進による林業の振興を図ること。

一・ゴルフ場利用税を断固として堅持すること。

一・参議院の合区を早急に解消すること。

一・領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議

東日本大震災から間もなく十年を迎えようとしているが、この間、大規模な地震や記録的豪雨、大型台風、大雪など様々な自然災害が、全国各地で毎年のように発生している。本年七月の記録的な豪雨では、熊本県を中心に全国の広い範囲で多くの人命や財産が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、我々町村長に課せられた最大の使命であり、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取組を一層推進することが喫緊の課題

である。

よって、全国町村長の総意として、以下の項目を国に求めるものである。

一・国及び自治体の連携、産学公民の連携を一層促進し、我が国の総力を結集して、いかなる災害にも対応できる強靱でしなやかな国土づくりを推進すること。

一・地震・豪雨等これまでの災害で被災した地域の早急な復旧・復興を図り、被災住民が一日も早く生活再建を果たせるよう、万全の措置を講じること。併せて、農林漁業者や商工業者の事業再開等に向け、きめ細やかな支援策を講じること。

一・「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」については、激甚化・広域化する自然災害に対応するため、五か年の延長と拡充を図るとともに、必要額を別枠で確保すること。

一・令和二年度に期限が到来する緊急防災・減災事業債等を延長するとともに、地域の実情を踏まえ、対象事業を拡大する等、地方財政措置の拡充を図ること。

一・デジタル社会を支える重要な情報通信インフラである

光ファイバ等について、条件不利地域等での公設事業による災害復旧については、道路等と同様の国庫補助制度及び地方債等地方財政措置を講じること。

一・人員の限られた町村においては、国の各地方関係機関の支援が極めて重要であることから、これらの組織体制の充実や機能強化とともに、町村との一層の連携協力体制を推進すること。

一・地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のための各般にわたる人的・財政的支援を拡充すること。以上決議する。

コロナ下・コロナ後社会を見据えた町村からの日本再生に関する特別決議

国においては、新型コロナウイルス対策と経済再生を喫緊かつ最優先の課題に掲げて全力で取り組んでいただいております。我々町村も心をひとつにして、

この国難を乗り越えるために懸命の現場対応を続けている。

このような中、コロナ禍は、東京一極集中の弊害やリスクを顕在化させ、分散型国土の形成と地方活性化への要請が一段と高まっている。

また、近年頻発する自然災害は、益々激甚化・広域化しており、防災・危機管理の面からも、新しい時代に対応した「この国のかたち」が問われている。

私たち町村は、コロナ下・コロナ後社会を見据えるとき、農山漁村を抱え、多様な地域の価値を有する町村の将来にわたる持続可能性の追求が、大都市地域のバックアップ機能の強化につながり、これからの国づくり

に大きく貢献するものと考えます。私たちは、新しい時代の「この国のかたち」の一端を担い、「小さくとも多様な町村の価値」を向上発展させ、地域の活力と安全安心を取り戻すことで、我が国の希望の未来を切り拓いていく、その先導役の一員として、全力を傾注していく覚悟であります。

全国九百二十六町村の総意として、以下の項目について国に対して積極的な対応を求めるも

のである。

一・新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、国民生活・地域経済を立て直すため、国と地方の密接な連携協力体制のもと、あらゆる対策を積極果敢に講じること。私たち町村も、地域の現場において全力で取り組んでいく決意である。

一・人口減少・少子高齢化の課題を克服し、災禍に強く、持続可能な国づくりを力強く推進するためには、「東京一極集中の是正」と「地方の活性化」は必須の車の両輪である。人の地方への流れや様々な業務機能等の地方移転を強力に促進するため、地方創生施策をはじめ各省庁のあらゆる政策を総動員し、「地方分散型の国づくり」を強力に推進すること。

一・文化・伝統の継承、食料・エネルギーの供給、水源涵養、自然環境の保全等、少人数でかけがえのない役割を担う町村は、新たな価値を創造する舞台として、人口が集中する都市地域とは別の価値基準に基づき、国民の命と健康を守り、国土保全や環境の維持などの公益的機

能に果たす役割、田園回帰や関係人口の受け皿としての価値ある地域社会づくりへの貢献などを踏まえた制度・政策を更に積極的に推進すること。

一、それぞれの地域が地域資源を活かし、個性を磨き、多様な地域が光り輝く、その集合体がこの国を形づくるとの理念のもと、「都市・農山漁村共生社会の実現」、「価値創生社会の実現」に向けて、地域起点の行動と人・もの・情報等の交流・対流により、地域経済循環や環境共生社会、つくりなども含め、地域レベルから国レベルまで多様なつながりやネットワークが重層的に活発化する取組を更に促進すること。

一、デジタル社会の推進については、「小さい」「遠い」「不便」等のハンディを克服し、離島・中山間地域等も含め多様な地域が活かされ、産業、教育、医療福祉等様々な分野で地方の可能性を広げるとともに、交流やネットワークの基盤となるものであり、光ファイバ、高速無線通信、5G等の情報通信インフラ

や関連するシステムなどの社会共通基盤の整備・運用については、国の責任と支援のもと、「国土を活かす」視点で条件不利地域等も含め積極的に推進すること。

一、安全安心な国づくりの基盤となる国土強靱化、防災・減災対策の推進については、緊急対策の延長・拡充をはじめ積極的な推進を図ること。

一、地域における人材の確保・育成と地域内外の人のネットワークは、地方活性化の生命線となる極めて重要なものであり、地域おこし協力隊制度の更なる拡充や企業人材の積極活用、兼業・副業の一層の促進などとともに、地方でのリモートワークやワーケーション、サテライトオフィス、二地域居住等の環境整備を積極的に支援すること。

一、子供たちは「国の宝」であり、少子化対策に貢献する地方での暮らし・子育てをしやすい環境づくりに積極的な支援を行うとともに、青少年の「新しいふるさとづくり」に貢献する農山漁村体験交流、農山村・島留学や、次代を担

う人材を育む高校魅力化政策等の取組の一層の活発化を促進すること。

一、どの地域でも、いつの時代にあっても、住民に安心と安全を与え、社会の変化にも対応し、希望を持って活力ある地域づくりに取り組むことができるよう、町村の命綱である地方交付税をはじめ将来を見通した地方の安定的な税財政基盤を確立すること。

以上、決議する。

新たな過疎対策法の制定に関する特別決議

過疎地域の振興対策については、昭和四十五年以来四次にわたる特別措置法の制定により過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきている。

しかしながら、我が国全体が人口減少社会に転じる中において、東京一極集中が依然として続き、過疎地域の人口減少・少子高齢化は極めて深刻な状況にある。

このような中、過疎地域の町村は、税源に乏しく財政基盤が弱く、極めて厳しい財政運営を

余儀なくされており、基幹産業である農林漁業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による地域公共交通問題、情報通信格差の拡大、維持困難な集落の増加など、今なお多くの課題を抱えている。加えて、自然災害が頻発化・激甚化する中で、災害に強い安全安心な地域づくり等の新たな課題も大きくなっている。

過疎地域の町村は、こうした厳しい状況のもとにあっても、伝統・文化の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源かん養、自然環境の保全、災害

の防止、地球温暖化対策への貢献等、国民生活にとって極めて重要な役割を果たし続けている。このような公益的・多面的機能は、過疎地域に人々が住み続け、持続的に維持されることによつて発揮されるものであり、未来の世代に確実に引き継いでいく必要がある。

よつて、今後の過疎対策については、都市部を含めた国家的課題であるとの認識のもと、長期的視点に立つて継続して取り組むことができるよう、総合的な過疎対策を推進するための新たな法律の制定を強く求める。以上決議する。

当選町村長紹介



板倉町 栗原 実

一九四八年十月二日板倉町産まれ。七十二歳。趣味は名所旧跡巡り、海外旅行。各社新聞の比較読み（で心のチェック）が楽しい。座右の銘は「有言実行」、「表裏一体」。



下仁田町 原 秀男

一九五二年十二月二十六日下仁田町生まれ。六十八歳。趣味は読書、将棋。座右の銘は「難汝を玉にす」。感銘を受けた本は『遠き落日』（渡辺淳一著）。



活力ある地方創生のために

第64回 町村議会議長全国大会

昨年十一月二十五日、東京・NHKホールにおいて、新型コロナウイルス対策のため人数を制限し、約三五〇人の町村議会議長など関係者が出席する中、第六十四回町村議会議長全国大会（第四十五回豪雪地帯町村議会議長全国大会も併催）が開催された。



大会は、本県の仲澤会長（全国会副会長）の開会のことばにより開会し、国歌斉唱に続き、松尾会長（佐賀県会長）の会長挨拶、南雲副会長（新潟県会長）の大会宣言朗読の後、国会等の公務により出席が叶わなかった菅内閣総理大臣からのメッセージが披露された。続いて、大島衆議院議長、山東参議院議長、武田総務大臣、坂本まち・ひと・しごと創生担当大臣、佐藤自由民主党総務会長、荒木全国町村会長からそれぞれ祝辞が述べられた。



本県の仲澤会長が開会のことばを述べる

議事に入り、要望事項、決議

及び特別決議を満場一致で採択され、併せて、我が国の国土面積の約半分を占める豪雪地帯対策の趣旨説明及び要望事項が提案され、満場一致で決定した。

最後に、本県の仲澤会長の閉会のことばにより、盛会裏のうち大会を閉じた。

大会終了後、「町村の議会―その価値と課題」と題し、東京大学名誉教授の大森彌氏による特別講演が行われた。

宣言

町村は、食糧供給、水源涵養、国土保全といった国民生活を支える役割を果たすとともに、地域資源を活かした産業を創出し、地域に根付いた伝統を継承しながら個性溢れる多様な地域づくりを進め、豊かな文化を育んできた。

しかしながら、多くの町村においては、人口減少社会の到来

や東京一極集中により過疎化・高齢化が深刻な問題となっており、基幹産業である農林水産業が担い手不足により衰退するなど、地域活力が減退している。

また、東日本大震災といった大規模自然災害や、新型コロナウイルスの感染拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしている。

加えて、町村は総じて自主財源が乏しい中で、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災事業など、増大する役割に迅速・的確に対応していかなければならない。

新型コロナウイルス感染症対策に

関する特別決議

新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国に甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、医療提供体制の確保をはじめとした万全の感染防止対策の構築が急務であるとともに、経済対策等の強化、教育・子育てへの対応など、引き続き、国と地方が一体となり、状況に応じた対策を迅速かつ的確・強力に推進していく必要がある。

また、感染拡大は、人口の過度の集中に伴うリスクやデジタル技術の有用性を再認識させ、当該リスク等にも適応した新たな社会システムへの転換に向けた取組も急務である。

一方、国・地方ともに税収の大幅な減少が見込まれており、地方財政を取り巻く環境は極めて厳しいものになることが想定される。

このような状況において、都市と農山漁村が共生する持続可能な社会を確立するためには、真の地方創生と地方分権を実現するとともに、諸問題の解決に向け、議会の機能強化及び多様な人材が議会に参画するための環境整備や、社会全体のデジタル化を強力に進めていく必要がある。

また、町村の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、全国町村議会議長会は、本日、「第64回町村議会議長全国大会」を開催し、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

以上、宣言する。

こうした中で、町村の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、感染

新たな過疎対策法の

制定等に関する特別決議

過疎対策については、昭和四十五年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、五十年間にわたり総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、人口減少社会の到来や東京一極集中により、過疎地域においては、特に著しい人口減少が見込まれている。また、住民の暮らしや地域社会の持続可能性に極めて深刻な影響が生じることが懸念されるとともに、公共施設の整備水準の全国との格差、公共交通手段の確保、医療・福祉分野の担い手の確保等の課題が残されている。

一方、過疎地域は、食料・水・エネルギーの供給、日本人の心のふるさと、多様な生態系保全のほか、先進的な少数社会（多自然型低密度居住地域）としての国土の価値の維持や、食、生活、芸能、文化等の多様性の保

防止と社会経済活動の両立の実現に向け、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

持などの価値・役割を有している。よって、国においては、現行の過疎地域自立促進特別措置法

の過疎地域自立促進特別措置法

東日本大震災等の大規模自然災害からの復興及び災害対策に関する特別決議

我が国は、その位置、地形、地質、気象等の自然条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火等の自然災害が発生しやすい国土

となつていて、東日本大震災以降も、平成二十八年熊本地震、平成三十年北海道胆振東部地震、令和元年九州北部地方を中心とした大

議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する特別決議

地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなつて

いる。一方、町村議会においては、

が令和二年度末に期限切れとなることから、新たな過疎対策法を制定するとともに、過疎地域の特性を生かした教育の展開、新しい人の流れと人と地域のつながりの創出、しごとづくりの新たな展開、持続可能な集落づくりのための新しい組織とネットワーク、Society 5.0の可能性などの過疎地域の課題の克服に向けた新たな動きをとらえて施策を講じるよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和二年七月豪雨等の大規模自然災害が断続的に発生し、被災町村では、復旧・復興事業に懸命に取り組んでいる。

未曾有の大災害となった東日本大震災の被災地では、未だ多くの住民が避難生活を続けているが、住宅・公共施設、生活インフラ、地場産業の生産設備も着実に復旧するなど、復興の総仕上げの段階へと進みつつある。

その一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響が大きい福島県では、復興・再生に向けた動きが進んでいるが、帰還困難区域住民の被災者支援に加え、避難指示解除区域における生活環境の整備、生業の再生、風評被害の払拭、廃炉問題など、今なお多くの課題が山積してい

材が議員として参画することが求められている。

このためには、議会が自主的な取組を積極的に展開し、自らの魅力を高め、住民の理解と信頼の向上に一層取り組むとともに、志を抱く誰もが議員に立候補し活躍できる環境を早急に整備する必要が

よって、国においては、地方議会議員の位置付けの明確化、厚生年金への地方議会議員の加

る。このように、復興への道程は、災害の規模や程度によって地域ごとにばらつきがあること、また、復旧・復興を担う町村の財政基盤は脆弱であることから、地域の実情に即した復興事業を進めるためには、財政、政策両面における国の支援が必要不可欠である。

よって、国においては、被災町村の意見を十分に踏まえ、大規模自然災害等からの復興対策を講じるとともに、国の定めた「復興・創生期間」終了後においても、「心の復興」を含めた被災地の復興事業を継続的に支援する仕組みを構築し、さらには、これまで経験した自然災害の教訓を踏まえ、頻発化・激甚化する自然災害への対策を確立するよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

入、兼業禁止の緩和、休暇・休職・復職制度の整備、手当制度の拡充、議会費に係る財政措置の充実、主権者教育の推進、地方議会議員に係る選挙制度の改正など議会の機能強化及び多様な人材が参画するための方策を早急に実現するよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

第四十五回豪雪地帯

町村議会議長全国大会

宣言

豪雪地帯は、豊かな土地、清澄な水資源、優れた自然環境等に恵まれており、これらを有効に活用し、地球温暖化の防止、水源涵養、食料生産、国土保全など、国民生活の根底を支える公益的機能を果たしている。

しかしながら、積雪寒冷という厳しい自然条件下にある豪雪地帯町村においては、人口減少や高齢化が進行するとともに、雪処理の担い手が不足する中で、深雪による空き家の倒壊、除排雪作業中や落雪による物的・人的被害等の問題が生じている。

特に、近年の突発的かつ局地的な大雪は、幹線道路での車両の立ち往生や農業施設被害をもたらし、地域住民の生活や経済活動に深刻な事態を招いており、早急な対応が求められている。

このような状況下において、豪雪地帯町村が人口減少の克服と地方創生を実現し、安全・安心で、雪と親しみ、雪と共生した魅力ある地域社会の形成に寄与するためには、これまで以上

に国・都道府県と連携し、効果的かつ効率的な振興対策を展開することが不可欠である。

よって、全国豪雪地帯町村議会議長会は、本日、「第四十五回豪雪地帯町村議会議長全国大会」を開催し、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

以上、宣言する。

決議

豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るためには、雪害防除等の克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図ることが不可欠である。

よって、国において、令和三年度の豪雪地帯の振興に当たっては、豪雪地帯対策基本計画に基づき、道府県計画を最大限尊重しつつ、下記事項を積極的に推進されるよう強く要望する。

記

- 一、豪雪地帯対策の充実強化
- 一、冬期交通・通信の確保
- 一、農林業及び産業振興対策の強化

議会の見える化 住民との信頼築く



議会広報研修会を開催



芳野講師

議会広報の 基本と編集 を学ぶ

- 一、学校教育施設・生活環境施設・社会福祉施設等の整備及び医療対策の強化
- 一、定住・居住環境の向上

- 一、消防・防災体制及び雪害対策の強化
- 一、調査・研究等の総合的な推進

- 一、税財政措置の確保
- 以上、決議する。

みなながら、議事・議会活動を的確に伝えることが求められる」とし、読みたくなる紙面づくりの工夫が必要であったとした。

また、両日も午後には、希望する町村の議会広報紙についてクリニックが行われ、榛東村、吉岡町、下仁田町、川場村、みなかみ町及び千代田町の議会広報紙を教材として、各広報紙の企画の内容や実践的な編集技術の方法について学んだ。



当選議長の紹介

利根郡昭和村 藤井 貞充
十二月十日 当選

議長会役員の異動

永井 一行(昭和村)
十二月十日 理事退任
藤井 貞充(昭和村)
十二月十日 理事就任

群馬県町村議会議長会は、昨年十一月十九日、二十日の二日間、前橋市・群馬県市町村会館において議会広報研修会を開催した。

この研修会は、例年、一日間の日程で開催していたが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策の一環として会場内の密集を避けるため、受講者を二日間に分けて実施し、両日あわせて十七町村、百十五人の議会議員及び事務局職員が受講した。

講師に議会広報サポーターの芳野政明氏を迎え、議会広報の

発行の意義と目的について研修が行われた。

研修会では、議会への信頼と存在感を高めることが広報の役割であり、「どんなにすばらしい議会活動も、それを住民が知らなければ評価されない。議会活動を住民が知り、理解を得られるまでが議会の責務である」とし、議会が住民の代表機関としての役割を果たすことの重要性について述べた。さらに、議会広報紙の編集にあたっては、「住民が読むものとして住民読者が主人公の企画編集を盛り込



安い掛金で大きな補償！

全国町村職員生活協同組合は、町村等職員が組合員となっていただく職域生協です。
 町村等職員であればどなたでもご加入いただけます。退職後も、継続利用いただけます。
 剰余金の割戻もあります。剰余金が生じたときは、払込共済掛金に応じて剰余金を割戻します。

火災共済事業

掛金と共済金額

火災共済掛金は、1口10万円につき60円
 契約最高限度額は、600口、6,000万円が限度です

共済契約の最高限度			
区分	加入口数	共済金額	共済掛金(年額)
建物みの場合	400口	4,000万円	24,000円
動産みの場合	200口	2,000万円	12,000円
建物と動産を併せた場合	600口	6,000万円	36,000円



自動車共済事業

- ① 事故解決のため、全国に査定専門員を配置し、示談交渉サービスを行っています。
- ② 24時間年中無休の事故受付。フリーダイヤルによる夜間・休日の事故受付及び事故現場での対処方法など緊急時の相談業務を行っています。
- ③ 万が一事故を起しても、掛金額が上がることはありません！
- ④ 無料のロードサービスもついています。

掛金

共済金額		用途及び車種区分	共済掛金(年額)			
			自家用普通・小型乗用 (660cc超)	自家用軽四輪自動車 (660cc以下)	自動二輪車 (125cc超)	原動機付自転車 (125cc以下)
A型	対人賠償共済 無制限	対物賠償共済 1,000万円 自損事故傷害共済 1,500万円 限定搭乗者傷害共済 500万円	30,000円	19,000円	17,000円	12,000円
	対物賠償共済 1,000万円					
	自損事故傷害共済 1,500万円					
	限定搭乗者傷害共済 500万円					
B型	対人賠償共済 無制限	対物賠償共済 無制限 自損事故傷害共済 1,500万円 限定搭乗者傷害共済 1,000万円	33,000円	21,000円	20,000円	14,000円
	対物賠償共済 無制限					
	自損事故傷害共済 1,500万円					
	限定搭乗者傷害共済 1,000万円					

下記の共済金をお支払します。



- ◎対物賠償共済金 (他人の財物を壊したとき)
- ◎限定搭乗者傷害共済金 (同乗の家族が死傷したとき)

- ◎対人賠償共済金 (他人を死傷させたとき)
- ◎他車運転特約共済金 (他人の車を運転中に事故にあったとき)

- ◎無共済等自動車傷害共済金 (無保険車との事故で死亡・後遺障害となったとき)
- ◎自損事故傷害共済金 (単独事故で死傷したとき)

車両共済(保険)

ご自身のお車を補償します。町村生協の自動車共済に既にご加入の場合
 無料のロードアシスタンスもついできます。
 (町村生協の自動車共済とは別に加入手続きが必要です)

最高43%OFF

お問合せ
資料請求は



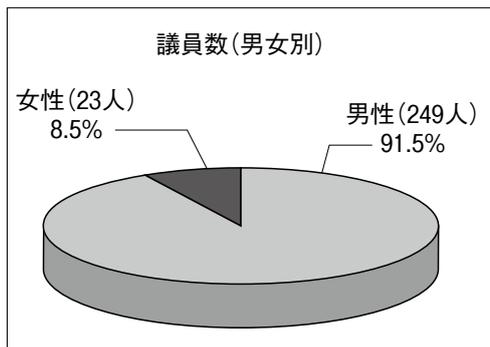
〒371-0846 前橋市元総社町335-8 市町村会館6F
 全国町村職員生活協同組合群馬県支部(群馬県町村会内)
 TEL 027-290-1352 / FAX 027-255-5302
 Homepage <http://www.zcss.jp/>

第66回 町村議会実態調査から

住民に開かれた 議会の発展を目指す

全国町村議会議長会では、毎年七月一日現在における全国の町村議会の実態を調査し、令和二年で第六十六回を迎えた。ここでは、その調査結果から、本県町村データで参考になると思われるものを抜き出し掲載する。

一 議員数（総数）
議員定数二七九人「対前年比



- 二人減」、議員実数は二七二人
- 二 議員数（男女別）
男女別議員数はグラフのとおり。なお前年に比べ、男性は五人減、女性は一人増となった。
- 三 議員数（在職年数）
「別表1」のとおり
- 四 議員数（年齢構成）
「別表2」のとおり
- 五 常任委員会
設置数は次のとおり
三委員会 六町村
二委員会 一七町村
委員定数は、最多二人、最少四人
- 六 議会運営委員会
全町村で設置。委員定数は、平均五・五人
- 七 議会事務局
全町村で設置。専任職員は、

別表2 議員数（年齢構成）

年齢	議員数	構成比
25歳以上 30歳未満	2人	0.7%
30歳以上 40歳未満	5人	1.8%
40歳以上 50歳未満	25人	9.2%
50歳以上 60歳未満	41人	15.1%
60歳以上 70歳未満	115人	42.3%
70歳以上 80歳未満	80人	29.4%
80歳以上	4人	1.5%

別表1 議員数（在職年数）

在職年数	議員数	構成比
12年未満	203人	74.6%
12年以上 24年未満	57人	21.0%
24年以上 40年未満	11人	4.0%
40年以上	1人	0.4%

- 事務局長六人、職員二人
- 一 議会あたりの専任職員数は〇・七人。兼任職員を含めると二・六人
- 一 議員あたりの職員数は、〇・二二人「対前年比〇・〇一人増」
- 八 議会広報活動
議会広報は、全町村で発行。うち二町村が議会単独発行ホームページも全町村で開設
- 九 本会議
一 町村あたりの開催状況は次のとおり
（一）定例会
年四回開催が二十二町村、通年議会としているのは一町年間の本会議日数は平均一一・二日、一般質問者数は一九・五人、傍聴者数は八二・七人
（二）臨時会
二 一町村で開催。うち開催回数は平均二・四回、本会議日数は二・五日、傍聴者数は四・三人
- 十 議員報酬、費用弁償
（一）議員報酬
「別表3」のとおり
平均の対前年比では全役職で前年を下回った。
（二）費用弁償
本会議、委員会出席に係る費用弁償は、全町村で支給してい

別表3 議員報酬

区分		議長	副議長	議員	常任委員長	議運委員長
R2.7.1	本県平均	282,109	220,648	200,609	208,765	208,748
R元.7.1	本県平均	288,548	226,478	205,622	214,065	213,609
対前年比（%）		97.8%	97.4%	97.6%	97.5%	97.7%

単位：円

- 十一 議会基本条例
ない。
二 一町村（吉岡町、下仁田町、南牧村、中之条町、東吾妻町、片品村、昭和村、玉村町、板倉町、千代田町、大泉町及び邑楽町）が制定「対前年比二町村増」



オールインワンのまちづくり

明和町議会議長 田口 晴美

明和町は、群馬県の東南端で

東京都心部から概ね六〇キロ圏に位置し、南を流れる利根川を隔てて埼玉県羽生市、東は板倉町、北は谷田川を挟んで館林市、西は千代田町と接し、東西に一一キロ、南北に二キロ、総面積一九・六四平方キロとなつています。西部で標高二〇〇メートル、東部で一八メートル、西から東へと緩やかに傾斜した平地が続き、ほとんど起伏は見られません。鉄道は、町の中央部を南北に縦断する東武鉄道伊勢崎線が通り、東京から約一時間、車でも東部を通る東北自動車道を利用し約一時間と、首都圏への交通の利便性に優れています。

地理的には、群馬県内で最も東京都に近い町で、交通の便も良いことから、東京近郊へ通勤・通学する人が多く住んでいます。現在（十一月一日現在）の人口は一万二二二人、世帯数四二九二世帯と、人口はやや減少していますが、世帯数は増加

傾向です。

また、平成二十八年には、町の玄関口でもあります東武鉄道の川俣駅の橋上駅舎が完成し、現在、駅周辺整備が進められています。整備・開発を加速させる



医療・保健センター

ため、町主導で「株式会社邑楽館林まちづくり」というまちづくり会社を設立いたしました。現在では複数の民間企業や駅を利用する隣の千代田町も経営に参画し、便利で賑わいのある駅を目指しています。

駅東口では、医療施設と町保健センター及び土地開発公社が入居する複合施設建設が着工されたところです。医療施設には、病床や通所リハビリ施設を備える病院と小児科医院の誘致が決まり、令和三年十月完成予定となっております。

駅西口には、ホテル・温泉施設複合商業施設の建設が予定されており、進出予定のホテル事業者とパートナーシップ協定を結びました。現在、まちづくり会社が温泉掘削工事を進めており、温泉湧出が確認できています。

更に、財政基盤の整った持続可能なまちづくりを進めるため、東北自動車道の東側に四五

ホテル全景



分の工業団地を新たに造成して優良企業を誘致します。また、国道二二二号バイパス西側には、大規模集客施設の誘致を計画しており、その周辺道路の建設も進んでいます。

議会では、町の発展に寄与すべき体制を保ちつつ、本来の職務としての二元代表制の一翼を担うための役割を踏まえ、併せて更なる議会運営を図るため、議会改革特別委員会活動を

活発に行っています。「一般質問の方式変更」、「政治倫理条例の制定」、「予算・決算の審議方法の改善」などを実践し、平成二十九年一月には「議会モニター設置要綱」を制定（定員六名）し、議会運営及び広報紙の発行に関し、町民目線での要望、提言などの意見を幅広く聴取し、議会の円滑かつ民主的な運営に努めています。また、インターネットによる議会中継の録画配信や、議会ホームページの充実を図るなど、開かれた議会を目指し、更に、他の先進議会の視察研修を重ね、会議資料のペーパーレス化、ICTの活用などの調査研究を行っています。そして、町内で買い物や食事ができ、就職も安心した子育てもでき、福祉、医療、自然環境の全てが整ったオールインワンの町の実現に向けて議会としても地域の皆様の思いを施策に反映させるべく努力し取り組んでまいります。

新型コロナウイルスによる感染拡大はまだまだ予断を許さない状況が続きますが、コロナ禍がきっかけで良いこともあったと思えるように日々を過ごしていきたいものです。

非常勤消防団員等に対する公務災害補償事務

①共同処理と補償内容等

本組合で行っている共同処理事務はいくつかありますが、その中の1つが「非常勤消防団員等に対する公務災害補償事務」です。

共同処理団体はそれぞれの事務で異なりますが、非常勤消防団員等に対する公務災害補償事務等に関しては、県内の31の地方公共団体（後記）について共同処理を行っています。

○公務災害補償とは

消防の仕事は危険性が高く、公務上の災害が少ないことから消防団員に後顧の憂いなく活動してもらうために設けられた制度です。

消防団員、水防団員又は民間人（非常勤消防団員等）が災害現場での防災活動等により死亡・負傷又は疾病にかかった等の場合には、条例の定めにより、その者又はその遺族に対して損害を補償します。

（消防組織法第24条、水防法第6条の2、消防法第36条の3、水防法第45条、災害対策基本法第84条第1項、原子力災害対策特別措置法第28条第1項）

○補償の種類

1. 療養補償

療養に必要な治療費や通院費を支給します。

2. 休業補償

療養のため勤務その他の業務に従事することができず、給与その他の収入を得ることができない場合、1日につき補償基礎額の60%に相当する額を支給します。

3. 傷病補償年金

療養開始後1年6箇月を経過しても傷病が治らず、

一定の傷病等級に該当する場合、傷病が継続している期間、等級に応じて支給します。

4. 障害補償

傷病が治ったが、一定の障害が残った場合、その障害等級に応じて年金又は一時金を支給します。

5. 介護補償

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者のうち常時・随時介護を要する者に対して支給します。ただし、病院等に入院している間又は身体障害者療養施設等に入所している間を除きます。

6. 遺族補償

死亡した場合、その遺族に対して、年金又は一時金を支給します。

7. 葬祭補償

死亡した場合、通常葬祭に要する費用として「315,000円に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた額」又は「補償基礎額の60倍に相当する額」のどちらか高い方を支給します。

補償基礎額

令和2年4月1日現在

階 級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長・副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長・副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長・班長・団員	8,900円	9,790円	10,670円

○非常勤消防団員等に対する公務災害補償事務等の共同処理団体（31団体）

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、大泉町、館林地区消防組合

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日 程	会 場
理事会	1月13日(火)	市町村会館 特別会議室
総合事務組合議会 第1回定例会	2月17日(火)	市町村会館 大会議室
会計管理者研修会	2月24日(火)	市町村会館 501研修室
定期総会	2月26日(金)	市町村会館 大会議室
複式簿記（入門）研修会	3月2日(火)	市町村会館 501研修室

群馬県町村議会議長会関係	日 程	会 場
正副会長会議	1月8日(金)	市町村会館 議長会役員室
理事会	1月15日(金)	市町村会館 特別会議室
定期総会	2月16日(火)	市町村会館 大会議室

令和3年 町村長・町村議会議員 任期満了日一覧

町 村 長	
町 村 名	月 日
大泉町	5月4日
上野村	6月13日
片品村	11月12日

町村議会議員	
町 村 名	月 日
神流町	2月28日
榛東村	4月19日
大泉町	5月4日
玉村町	10月22日